

子どもの権利擁護に関する研究

～意見表明等支援（子どもアドボカシー）に向けて～

こどもの権利擁護を巡る国連勧告と日本の法的整備経過

- *1989年 国連「子どもの権利条約」採択
- *1994年 日本国国会「子どもの権利条約」批准
- *2000年 児童虐待防止法(児童虐待防止法の成立)
- *2010年 国連子どもの権利委員会第3回勧告
- *2016年 児童福祉法改正(第1条「子どもの権利条約の精神にのっとり…」第2条「(子ども)の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され…」)
- *2019年 国連子どもの権利委員会第4・5回統合勧告
- *2019年 児童福祉法改正・児童虐待防止法改正(親権者及び児相長及び児童福祉施設長の体罰の禁止)
- *2022年 児童福祉法改正(「こどもの権利擁護」に関する環境整備など) →2024年4月施行
 - (こどもの)意見聴取等措置(義務規定)
 - (こどもの)意見表明等支援事業(努力義務規定)
- *2023年 こども基本法施行/こども家庭庁設置
- *2023年 こども大綱

こども基本法の6つの基本理念(第3条)

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その**基本的人権が保障され**るとともに、**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること。
- ② 全てのこどもについて、**適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること**。その他の福祉に係る権利が等しく保障されるときに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その**意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること**。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

こども大綱(基本的な方針)

- ① **こども・若者は権利の主体**であり、今とこれからの最善の利益を図ること。
- ② こども・若者や子育て **当事者とともに進めていくこと**。
- ③ ライフステージに応じて **切れ目なく十分に支援**すること。
- ④ 良好な成育環境を確保し、**貧困と格差の解消**を図ること。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、**若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現**すること。
- ⑥ 施策の総合性を確保すること。

アドボカシー＝声を上げること

英語の“advocacy”とは、ラテン語の“voco”に由来する言葉である。“voco”とは、英語で“to call”のことであり、「**声を上げる**」という意味である



アドボカシー
権利を侵害されている当事者のために声を上げること。

子ども・若者のアドボカシーとは何か？

アドボカシーとは、若者の声と意見が聴かれるようにすることである。子どもアドボカシーとは、子どもが自分の権利について理解し、自分の人生に影響を与える事柄について十分な情報に基づく決定を行なえるよう、子どもをエンパワーすること。

[Children's rights & advocacy | The Children's Society \(childrensociety.org.uk\)](#)

もっとも広い意味では、アドボカシーとは、子ども・若者の権利が尊重され、彼ら自身の人生に関する意思決定においてその意見や希望が十分に考慮・反映されるよう、子ども・若者をエンパワーすることである。

[Advocacy in the children's hearings system - national practice model: guidance - gov.scot \(www.gov.scot\)](#)

子どもアドボカシー＝マイクになること

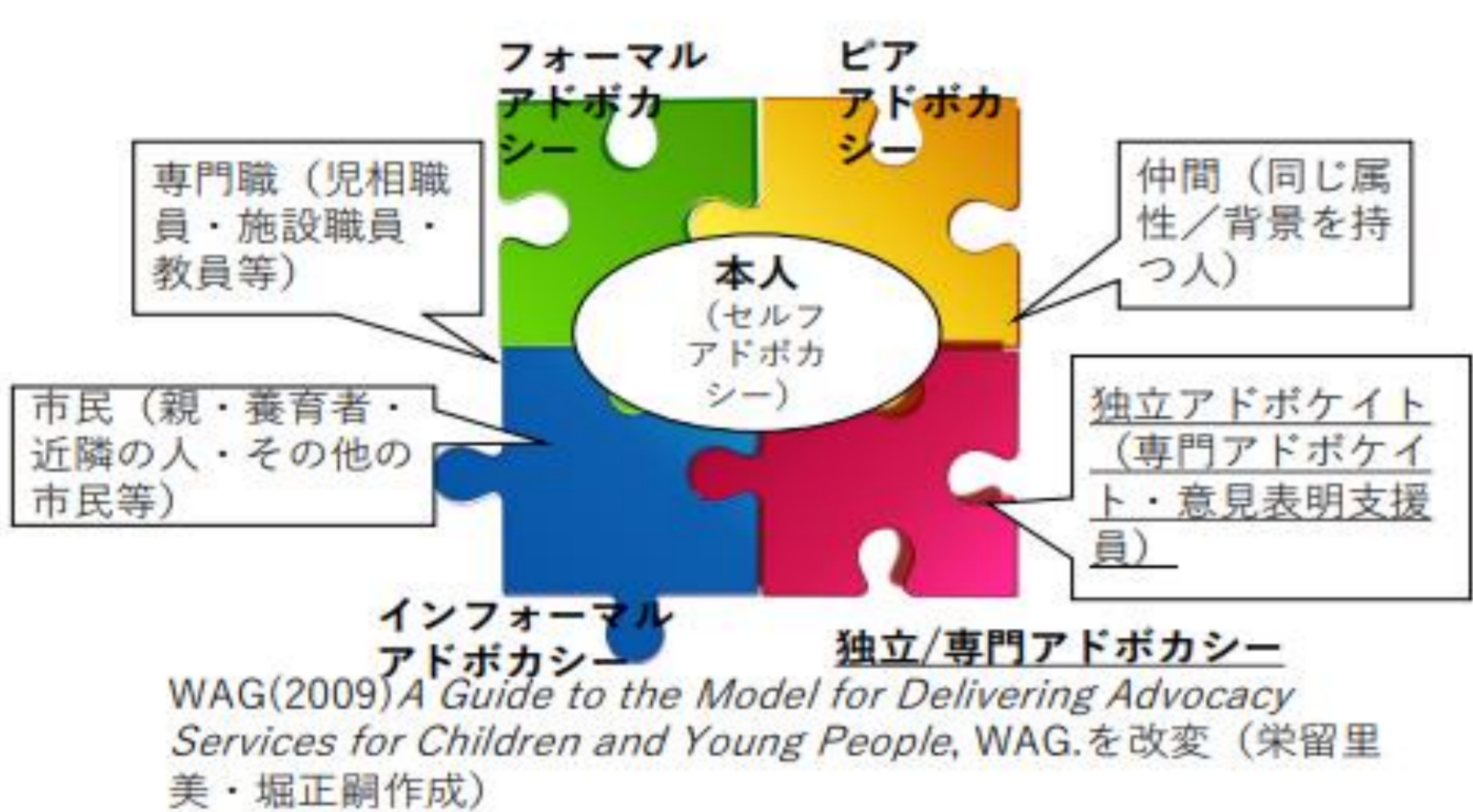
アドボカシーは独自のサービスであり、他のどんな子どもとおとなの関係とも異なっている。
アドボカシーは**子どもの声**である。
(Department of health=2009)



問題を見つけ、子どもの意見が考慮され解決のために子どもたちと一緒に行動を起こせるようになるために、個人または集団的な子どもの声を**持ち上げる**ためにアドボカシーを行う。
(カナダ・オンタリオ州アドボカシー事務所)

日本子どもアドボカシー学会HPより耳ウサギ

アドボカシージグソー



独立アドボカシーの6原則

- 1 エンパワメント
- 2 子ども主導
- 3 独立性
- 4 秘密を守る
- 5 機会の平等
- 6 子どもの参加

アドボカシーを必要とする全ての子どもたち

特に

- 児童養護施設で生活している子ども・若者へ訪問アドボカイト
- 刑事事件を起こした子どもの気持ちを聴き、裁判所に子どもの気持ちを伝える。
- 児童福祉サービスの利用にかかわる障害児の思いを聴く
- 親の離婚に直面する子どもの気持ちを聴く
- いじめに加担したと決めつけられた中学生の思いを会議の場面で代弁する
- いじめられて不登校になった子どもの思いを聴こう

(2023年11月社会福祉学研究科との共催講演会内容から作成)

<板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所)訪問>

- 1)日 時：2024年2月15日
- 2)目 的：2022年より「児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護事業」として一時保護所でアドボカイト(アドボカシーを行う人)を取り入れた実践について調査する。
- 3)権利擁護事業について：対象は、①児童養護施設等に入所中の児童、②里親委託中の児童、③一時保護所に入所中の児童④その他児童相談所の支援に関わる児童。今回は、一時保護所を訪問し職員に話を聞いた。
- 4)一時保護所での聴き取り：児童相談所長、一時保護所課長および係長より説明を受けた。板橋児相の一時保護所の定員は、女兒と男児が各12名と幼児6名の計30名である。職員は、指導員37名、事務職3名、看護師3名、心理2名、学習支援員6名、夜勤6名(バイト)である。2022年～2023年度の一時保護所におけるアドボカシーの活動は、委託先のNPO「子どもの声からはじめよう」からアドボカイトが一時保護所を訪問し、入所中の子どもの意見を聴取することと同時に、子どもの生活等に関して、権利擁護の視点から、一時保護所に対して意見を述べて提案を行ってきた。2023年度の活動日数は隔週土曜日で28日、延バアドボカイト数は149人、子どもからの意見表明数は41件、その他面談数は96件であった。
- 5)所感：子どもたちが、他の子どもや職員らへ気兼ねすることなくアドボカイトへ直接にアクセス出来るよう、ひとり一人を尊重する様々な工夫が考えられていた。アドボカイトを一時保護所へ導入する際の職員らの抵抗感があったものの、スタートしてみると、子どもたちにとって大事な制度であっただけでなく、職員の支援においても子どもの気持ちを知ることができたメリットは大きいということであった。「アドボカシーの制度がなかった時は、子どもたちに大きな負担をかけてきたと思う。」と職員が語るのが印象的であった。

<地域との連携における成果>

NPO法人しずおか・子どもプラットホームの研究協力者と共に毎月定期的に子どもアドボカシーについての勉強会を行うと同時に、子どもアドボカシー学会が主催する講座(基礎講座20H・専門講座20H・実践講座20H)60時間へ3名が参加し、児童養護施設でアドボカイトとしての実践を行った。また、研究で明らかとなった自治体における制度化へ向けた課題等についてA市担当課及び児童相談所への報告や協議を継続している。

こうした学習を重ねた結果、自治体に子どもアドボカシーへ取り組む核となるセンターが必要との結論に至った。そのため、A市内で子どもと家庭への支援を行う民間団体へ呼びかけたところ、10団体の12名の発起人が集まった。現在、子どもアドボカシーセンターの設立を目指しながら、様々な領域において子どもの声が大切にされる社会へ向けての動きをスタートさせたところである。

前述したように、子どもの意見表明権を保障する取り組みは、本年4月施行の改正児童福祉法で自治体の努力義務となった。全国的にみると、一時保護所への「意見表明等支援員(子どもアドボカイト)」の配置事業は、児童相談所を設置する全79自治体のうち約8割に当たる61自治体が今年度を実施することが明らかになっている(毎日新聞調査5月28日付)。A市においても行政による一刻も早い取り組みを期待する。

研究代表者：藤田美枝子*1)

研究協力者：村瀬 修²⁾、名倉恒夫²⁾、田光江実子²⁾

(¹⁾ 聖隷クリストファー大学、²⁾ NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム)